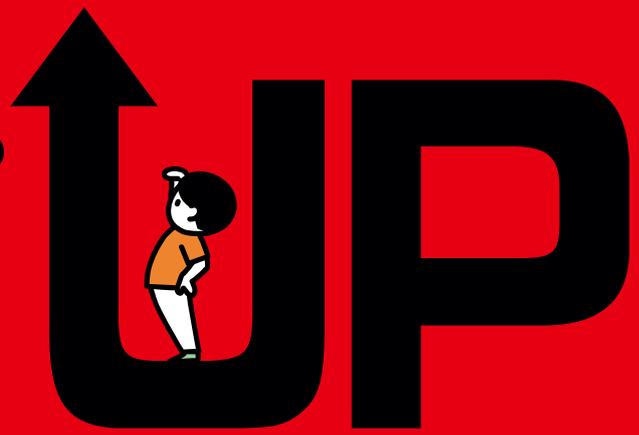


# 南砺市中小企業等 ビルドアップ 支援補助金



## 補助率 2/3 予算の限り 先着順

対象者：市内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者

市内の中小企業者

補助額 上限 **50** 万円 下限 10万円

市内の小規模企業者

補助額 上限 **25** 万円 下限 5万円

※市外事業者での発注がある場合は、上限額が半額となります。

### 提出書類

#### 交付申請

- ・ 交付申請書
- ・ 見積書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
- ・ 商品パンフレット（要件具備が確認できるもの）
- ・ 着工前 写真、既存機器等の型番・製造年式が分かる写真又は書類、配置図
- ・ 常時雇用する従業員名簿
- ・ 法人の場合 登記事項証明書の写し
- ・ 個人事業主の場合 直近の確定申告書の写し
- ・ 市税完納証明書
- ・ タイヤ購入の場合、運送事業許可書の写し

申請期間  
令和7年**4月24日(木)**～  
令和8年**1月30日(金)**

#### 実績報告

- ・ 実績報告書兼請求書
- ・ 請求書及び領収書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
- ・ 製造事業者が発行する保証書の写し（型番や製造番号が分かるもの）
- ・ 着工前後写真

提出期限  
令和8年**2月2日(月)**



交付申請

(市)交付決定

実績報告・請求

(市)額確定・支払

問合せ

南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課  
〒939-1692 富山県南砺市荒木1550  
Tel : 0763-23-2018 E-mail : shokoka@city.nanto.lg.jp

詳しくはこちらから  
南砺市ホームページ

ビルドアップ支援補助金

検索





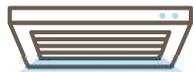
## 補助要件

- ・**既存設備の更新**であり、新たに設置するものでないこと（中古品、リースは対象外）
- ・令和7年4月1日から令和8年2月2日までに、支払及び設置が完了すること
- ・市内事業所での設置であり、他の補助金等の交付を受けないこと

## 対象品目

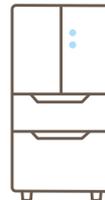
### (1) エアコン

目標年度2010、2012、2015、  
2027、2029年度のいずれかで  
省エネ基準達成率  
100%以上のもの



### (2) 冷蔵庫（冷凍庫含む）

目標年度2016、2021年度  
のいずれかで省エネ基準達成  
率100%以上のもの



### (3) ショーケース

目標年度2020年度で  
省エネ基準達成率  
100%以上のもの



### (4) LED照明器具

統一省エネラベル星4以上  
又はグリーン購入法適合品  
であるもの  
※LED以外からの取替であること  
※電球は対象外



### (5) トイレ

目標年度2012年度で  
省エネ基準達成率100%  
以上又はグリーン購入法  
適合品であるもの

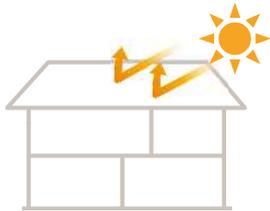


### (6) 変圧器

目標年度2026年度で  
省エネ基準達成率100%  
以上又はグリーン購入法  
適合品であるもの



### (7) 屋根遮熱塗装



### (8) その他省エネ設備

低燃費タイヤ（貨物自動車運送業に限る）、  
国が指定する団体が型番を公表している  
ユーティリティ設備等



**(1) ~ (5) は、店頭やカタログで統一省エネラベルを確認しよう!**

電化製品の省エネ性能をわかりやすくラベルで表示したものです。星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しており、目安となる年間電気料金等も分かります。

資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」でも確認ができます。



# 南砺市中小企業等ビルドアップ支援補助金 申請手引き

市内に事業所を有し、事業を営む中小企業等が、既存設備を省エネ設備に更新する費用の一部を支援します。

## 【補助対象者】 以下の条件を全て満たすこと

- ・市内に事業所を置く、中小企業基本法上の中小企業者及び小規模企業者であること
- ★まずは従業員数で判別！

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金又は出資総額	常時雇用する従業員数	常時雇用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 ※飲食業除く ※個人事業主である 開業医を含む	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業 ※飲食業含む	5千万円以下	50人以下	5人以下

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号の営業に該当していないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと及びこれに類すると認められないこと
- ・市税の滞納がないこと

※市外に本店がある法人、住所がある個人事業主でも、南砺市に事業所があれば対象となります。

※一般社団法人や企業組合、協同組合、農事組合法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、任意団体、NPO法人等は対象としておりません。

※チェーン店、フランチャイズチェーン店は対象としておりません。

※常時雇用する従業員数について

一つの法人、一つの個人事業者全体で常時雇用する従業員を数えてください。

本事業では、以下の方は「常時雇用する従業員数」には含めません。

- ・会社役員、個人事業主本人、家族従業員（事業主と生計を一にしている三親等以内の親族）
- ・以下のいずれかの条件に該当するパート労働者等
  - a 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
  - b 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短いもの
    - 1 日の労働時間または1か月の所定労働日数が3/4以下
    - 1週間の労働時間または1か月の所定労働日数が3/4以下

**【補助金額】** 事業所数に限らず、一申請者当たり1回限りの申請

- ・補助率 2／3（千円未満の端数切捨て）
- ・「中小企業者」 下限額：10万円 上限額：50万円
- ・「小規模企業者」 下限額：5万円 上限額：25万円

※市外事業者での発注がある場合は、上限額が半額となります。

中小企業者 25万円 小規模企業者 12.5万円

**【補助対象期間】** 令和7年4月1日～令和8年2月2日

- ・4月1日より前に発注、支出が完了している経費は補助の対象外です。
- ・4月1日より前に見積書を徴収し、4月1日以降に発注している場合は補助の対象です。
- ・補助対象期間中に、設備等の設置及び支払が完了することが必要です。
- ・クレジット払いの場合、2月27日までに代金の引き落としが行われ、カード会社からの通知書及び預金通帳等で引落の確認ができる場合に限り補助対象です。

**【対象品目】**

**(1) エアコン**

目標年度2010、2012、2015、2027、2029年度のいずれかで省エネ基準達成率100%以上のもの

**(2) 冷蔵庫（冷凍庫含む）**

目標年度2016、2021年度のいずれかで省エネ基準達成率100%以上のもの

**(3) ショーケース**

目標年度2020年度で省エネ基準達成率100%以上のもの

**(4) LED照明器具**

統一省エネラベル星4以上又はグリーン購入法適合品であるもの

※屋内に固定して使用するものであって、LED以外からの取替であること

**(5) トイレ**

目標年度2012年度で省エネ基準達成率100%以上又はグリーン購入法適合品であるもの

※手洗器は対象となりません。

**(6) 変圧器**

目標年度2026年度で省エネ基準達成率100%以上又はグリーン購入法適合品であるもの

**(7) 屋根遮熱塗装**

**(8) その他省エネ設備**

グリーン購入法適合品又は日本自動車タイヤ協会が定めるラベリング表示がある低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤ（貨物自動車運送事業に限る。）、国が指定する団体が型番を公表しているユーティリティ設備等

※富山県トラック協会員に限り、**別紙**の低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤも対象とします。

※「貨物自動車運送事業」 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業

※「ユーティリティ設備」 経済産業省が行う「令和6年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業」及び「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」において、経済産業省が指定する団体が当該団体ホームページ等で型番を公表している、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、冷凍冷蔵設備、産業用モータ（コンプレッサに限る。）及び産業ヒートポンプをいいます。

(例) 出典 経済産業省資源エネルギー庁、環境省、社団法人日本自動車タイヤ協会



目標年度と省エネ基準達成率を確認！  
緑色マークであれば100%以上です。

**【補助対象経費】** 税抜額（消費税及び地方消費税を除いた額）

- ・更新する設備等の本体価格
- ・設置工事費
- ・リサイクル料
- ・更新にかかる既存機器の撤去費
- ・運搬料

以下の要件を全て満たすもの

- ・補助対象経費が、中小企業者は15万円、小規模企業者は7万5千円以上となること
- ・設備の導入される場所が、市内の事業所内であること（低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤについては、市内で保管する車両に限る。）
- ・他の補助金の交付を受けないこと
- ・既存設備の更新であり、新たに設置するものでないこと（屋根遮熱塗装は除く。）
- ・新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと
- ・既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと
- ・既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新を目的とした事業でないこと
- ・専ら居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でないこと。自宅との共用スペースは認められません。
- ・将来用設備又は予備設備ではないこと
- ・令和2年度～令和6年度の間、南砺市の起業関連（改装）の補助金の交付を受けた建物でないこと

補助金例) 「起業家育成支援事業補助金」「空き家・空き店舗利用促進事業補助金」

※申請者（法人又は個人事業主）が支出する経費に限ります。

※市外事業者での発注が一か所でもある場合は、補助上限が半額となりますのでご注意ください。  
市外でしか調達できない設備等であっても、補助上限を半額とします。

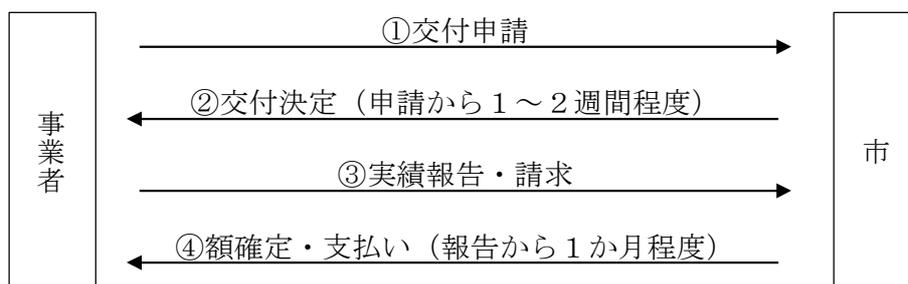
※発注先の市内事業者について

見積書及び請求書、領収書に市内店舗の所在地の記載があれば、市内事業者とみなします。

## 【対象外となる経費（例）】

- ・消費税
- ・リース料
- ・中古品
- ・不動産購入費
- ・既存の機械、器具備品の修繕費
- ・貸出、売買目的となる商品
- ・自社経費
- ・金券、クーポン・ポイントでの支払

## 【申請の流れ】



## 【交付申請】 ※ 予算の限り先着順です ※

**受付期間：令和7年4月24日（木）～令和8年1月30日（金）必着**

交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類等を添付して提出してください。

- 見積書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
- 商品パンフレット（要件を満たすことが分かるもの）  
※要件を満たすことが分かるだけでなく、必ず商品の絵・型番が載ったカタログ等も添付して下さい。  
※省エネ基準達成率100%以上の商品は、目標年度がわかるものも添付して下さい。  
※「省エネ型製品情報サイト」の対象商品の記載を印刷したものでも可  
※経済産業省が指定する団体が当該団体ホームページで型番を公表しているユーティリティ設備の記載を印刷したものでも可
- 着工前 ①写真、②型番・製造年式が分かる写真又は書類、③配置図  
※①4月1日～4月23日の間に着工済で、着工前の写真がない場合は、配置図にこの理由を記載ください。4月24日以降に着工する場合は、着工前の写真を必須とします。  
※②照明器具など型番・製造年式が分からない場合は、写真等の余白に「～年購入」と記載ください。屋根遮熱塗装及び低燃費タイヤは②の添付は不要です。
- 常時雇用する従業員の名簿（任意様式）
- 法人：法人登記事項証明書の写し  
個人事業主：直近の確定申告書の写し
- 市税完納証明書  
発行申請場所：各市民センター  
法人の場合：申請書に社印の押印が必要です。申請にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。  
個人事業主の場合：完納証明書の様式を市公式ホームページに掲載していますので、ダウンロードして住所と氏名を記載し、申請してください。併せて本人確認書類をお持ちください。
- 低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤを購入の場合、運送事業許可書の写し

## 【補助金交付決定】

補助金交付申請書の内容が適当であると認められれば、補助金の交付決定を通知します。

- ・補助金の交付決定額は、補助金交付申請額と異なる場合があります。

- ・補助金交付に際し、市長が必要な条件を付す場合があります。
- ・交付決定額は補助金額の上限額を示すものであり、事業完了後、実績報告に基づき補助金額を確定します。

### 【補助事業の変更・中止等】

やむを得ず、申請した事業内容を変更もしくは中止されることが見込まれる場合、交付決定者は、あらかじめ変更もしくは中止の届出をすること。ただし、補助金額の増額はできません。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超えて変更しようとするとき
- (2) 対象品目の内容、経費の配分に係る事項の変更
- (3) 補助事業を中止しようとするとき

### 【実績報告兼請求】

受付期間：交付決定日 ～ 令和8年2月2日（月）必着

補助事業を完了（工事・設置等の完了及び支払の完了を指す。）したときは、実績報告書兼請求書（様式第4号）に下記の関係書類等を添付して提出してください。

1. 請求書（型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの）
2. 支払の根拠となる書類（領収書やレシート等）  
※口座振替・インターネットバンキングを利用の場合、依頼書及び引き落としが確認できる書類（通帳コピーなど）を添付してください。  
※クレジット払いの場合、領収書等、カード利用明細書及び引き落としが確認できる書類（通帳コピーなど）を添付してください。
3. 製造業者（メーカー）が発行する保証書の写し（型番や製造番号が分かるもの）
4. 着工前後写真
5. 振込先金融機関口座確認書類（通帳見開き1ページ）

### 【補助金額の確定】

実績報告書兼請求書提出後、市はその内容を審査し、書類確認や現物確認等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金額を確定します。

### 【お問合せ・申請先】 郵送又は持込

南砺市 商工企業立地課 商工振興係 〒939-1692 南砺市荒木 1550 別館2階

TEL：0763-23-2018 FAX：0763-52-6349

## エコタイヤ導入促進助成事業 対象タイヤ

令和7年4月1日

メーカー名	商品名	型式				
(株)ブリヂストン	エコピア (ECOPIA)	M801 II	M812			
		R214	R710			
		W901	W911 II			
	ブリザック (BLIZZAK)	W989				
	エコタイヤ	G530	G540	G570	G588	G590
		L330	L333	L370		
		M715D				
R225						
W900		W999				
住友ゴム工業(株) (ダンロップ)	エコルト (ECORUT)	SP068	SP088	SP128	SP628	
	エナセーブ (ENASAVE)	SP688Ace	SPLT50M			
	デクテス (DECTES)	SP001	SP002	SP061	SP062	SP081
		SP541	SP680	SP721		
	エコタイヤ	SP650A	SP030	SP160	SP220	SP280
		SP350	SP430	SP430	SP520	SP531
		SP621	SP651	SP651	SP731	SP883
SPLT22						
横浜ゴム(株)	ゼン (ZEN)	102ZE	702ZE-i	902ZE	903ZW	
	ブルーアース (BluEarth)	711L	722L	LT152R		
	プロフォースエコ (PRO FORCE ECO)	RY01				
	プロフォース (PRO FORCE TOUGH)	TY787T				
	アイスガード (iceGUARD)	iG91				
	エコタイヤ	710R				
		902L				
		904W	905W			
		CYX LG1				
		LT151R	LT752R			
		LY117A				
		RY237				
SY397						
TY287						
TOYO TIRE(株)	デルベクス (DELVEX)	M134	M135	M634	M934	M935
	ナノエナジー (NANOENERGY)	M134E	M176	M676	M966	
	エコタイヤ	M125				
		M319	M323P			
		M519	M520P			
		M626	M646			
		M916	M919	M920	M939	
V-02e						
日本ミシュランタイヤ(株)	X LINE	XJE4 MIX ENERGY	X LINE ENERGY Z2	X LINE ENERGY Z		
	X MULTI	X MULTI GRIP Z	XZN+ MIX ENERGY	X MULTI ENERGY Z	X MULTI D	X MULTI D+
		X MULTI Z2	X MULTI T2	X MULTI T3	X MULTI WINTER Z	
		XDW ICE GRIP	XDW ICE GRIP GREEN			
		XJS WINTER GRIP+	XJS WINTER Z			
	X WORKS	X WORKS HL Z	X WORKS D2			
		XDY 3				
		XZY 3				
	X INCITY	X INCTY EV Z	X INCTY Z			
	X ONE	X ONE XDN2	X ONE XZY3			

※更生(リトレッド)タイヤは前輪に使用できないなど、安全性、経済性を損なうおそれがあることから、助成対象として認めない。  
 ※上記にない場合でもエコタイヤである場合がありますので、トラック協会にお問い合わせをお願いします。